

## 三芳町第 2 保育所民営化ガイドライン（素案）

### 1 ガイドラインの目的

第 2 保育所民営化を実施する際の基本的な基準を定め、民営化に対する保護者の不安を解消して円滑な移行を図るとともに、質の高い保育サービスを安定的に提供できるより良い事業者の参入を促すことを目的とします。

### 2 民営化の手法

民営化する手法として、事業者による経営の継続性や安定性を図ることによる保育サービスの安定的な提供、運営の柔軟性や自立性を考慮し、第 2 保育所をそのまま利用し民間事業者が私立保育所として運営する「民設民営方式」とします。

### 3 運営主体

運営主体は、安定した財政基盤と運営体制を有し、質の高い保育サービスを継続的かつ安定的に提供でき、地域の実情を十分に理解した、認可保育所としての実績がある事業者とします。

### 4 事業者の公募

事業者の公募は、より優良な事業者を確保するため、多くの事業者に公募情報が届くような広報手段を用い広く周知します。

なお、公募の際は、本ガイドラインに沿った募集要項を作成します。

### 5 事業者の選定

事業者の選定にあたっては、保護者代表や学識経験者、公立保育所長等を含めた選定組織を設置し、企画提案方式により選定します。

事業者の決定にあたっては、単に応募者の中で相対的に優位な者を決定するのではなく、町の求める運営水準及び設備水準を継続して満たすことのできる事業者とします。

### 6 選定基準

事業者の経営継続性や安定性ととともに、保育の質を維持・向上できるより良い事業者を選定することを基準とします。

選定にあたっては、以下の点を重視します。

- ・児童福祉の理念・公共性・公益性を持った事業者であること。
- ・保育の方針や内容が、子ども本来の発達や育ちを重視し、子どもを中心とした良い保育を実施すること。
- ・保育の質を高める職員体制が確保できること。
- ・事業運営において健全性や透明性を確保していること。

### 7 町が指定する条件

運営について

- ・選定された事業者が、自ら保育所を運営すること。
- ・保護者や地域住民の要望に適切に応じ、地域の特性を生かした運営に努めること。
- ・延長保育（12 時間以上開所）を実施すること。

## 職員配置

- ・ 所長予定者は、専任であり、認可保育所において 10 年以上勤務し、幹部職員としての能力と経験を有する者とする。
- ・ 主任保育士は、専任であり、幹部職員としての能力と経験を有する者とする。

## 8 事業者決定

事業者の決定から民営化移行まで 1 年程度の期間を確保します。

また、事業者決定後、速やかに保護者への事業者説明会を実施するものとします。

なお、事業者決定後、他の保育所への転園を希望する在籍児の保護者については、他の保護者との公正性を損なわない範囲で転園が可能となるよう、最大限配慮します。

## 9 引継ぎ

### 三者協議会の設置

円滑な引継ぎを実施し、保護者・事業者・町の信頼関係を築くため、事業者の決定後速やかに、保護者・事業者・町の三者による話し合いの場を設置します。

### 引継ぎ保育の実施

民営化の際、職員が入れ替わること等の保育環境の変化による子どもたちへの影響を最小限にする必要があります。

このため、一定期間、町の職員と事業者の職員が合同で保育に携わる期間を設け、その期間中に、個々の子どもの様子などの把握に努め、きめ細かい引継ぎができるようにします。

引継ぎ保育の期間は、3 か月程度の期間を目安としますが、その期間については状況等を踏まえ、保護者・事業者・町で協議し決定していきます。

## 10 町による進行管理

町は、民営化の円滑な実施のため、計画どおりに引継ぎが行われているか逐次進行管理を行うとともに、問題が生じた場合には、必要な改善、指導はもとより問題解決に向け努力します。

## 11 民営化後の町の役割

### 三者協議会の継続

民営化後も、三者協議会を継続し、定期的な話し合いの場を当分の間継続します。

### 諸条件の履行確認

町は、民営化後の保育所に対し、保育内容等の移管条件が履行されているか逐次確認を行います。